

このことについて、関係委員の負担軽減等を目的に、令和4年度から次のとおり変更する。

### 1 全国がん登録（H28年～現在）

全国がん登録におけるがん登録情報の提供等を行う場合、「がん登録等の推進に関する法律」（以下「法律」という。）により、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聞くことと定められており、本県では、当該機関として「がん対策推進委員会」を位置付けている。（法律第18条、第19条、第21条）

この意見聴取について、今後の申請件数の増加等を考慮し、次のとおり変更する。

	変更前	変更後（案）
審査時期	随時審査 (R2: 4件, R3: 3件 (見込))	年3回定期審査 (6月, 10月, 2月) ※国（国立がん研究センター）に準じた審査回数
意見聴取 (1回目)	利用審査委員会の各委員 ※利用審査委員会 地域がん登録の資料利用について協議する機関で、県医師会、広大(病理学)、放影研、個人情報の学識経験者、県の5者で組織	がん対策推進委員会の委員の内、法律で定める次の要件を満たす者として、がん対策推進委員会の会長が指名する者 ①がん、がん医療等又はがん予防に関する学識経験者（安井会長） ②個人情報の保護に関する学識経験者（日山委員）
意見聴取 (2回目)	がん対策推進委員会の各委員	1回目に意見聴取した委員を除くがん対策推進委員会の各委員
審査形式	原則、書面審査による。 ※書面審査で適切かつ迅速な意見聴取を行うために、意見聴取を2回行う方法は継承する。	

#### 【参考】意見聴取を2回行うこととした経緯

利用申請が始まった平成31年当時、①法律上の要件とされる個人情報の保護に関する学識経験者が、がん対策推進委員会の委員に含まれていなかったこと、②専門的な見地から適切かつ迅速な意見聴取を行うこと等の理由から、最初に、個人情報の保護に関する学識経験者（日山委員）が構成員になっていた利用審査委員会で意見聴取し、次に、その意見を参考にがん対策推進委員会で意見聴取する方法を採用した。

（※なお、その後の令和元年11月に、がん対策推進委員会の委員として日山委員を招聘。）

### 2 地域がん登録（H14年～H27年）

地域がん登録におけるがん登録情報の提供等を行う場合、「広島県地域がん登録資料の利用手続要項」により、利用審査委員会に意見聴取することとしている。

この意見聴取について、1に示す全国がん登録に係る変更、及び今後の申請件数の減少等を考慮し、次のとおり変更する。

	変更前	変更後（案）
意見聴取	利用審査委員会の各委員	がん対策推進委員会の各委員 ⇒利用審査委員会については廃止（利用審査委員会の各委員に説明し内諾済。） ※審査時期、意見聴取（2回）、審査形式については、全国がん登録に準じる。

## 全国がん登録における意見聴取に関する根拠

### ■がん登録等の推進に関する法律（一部抜粋）

（都道府県知事による利用等）

第18条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。

- 2 都道府県知事は、利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

⇒第19条(市町村等への提供)、第21条(その他の提供)についても同様に、第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないと規定されている。

## 地域がん登録における意見聴取に関する根拠

### ■広島県地域がん登録資料の利用手続要項（一部抜粋）

（利用の基準）

第4条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん登録推進事業資料利用審査委員会に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。

### ■広島県がん登録推進事業資料利用審査委員会設置要領（一部抜粋）

（協議内容）

第2条 委員会は、地域がん登録事業において収集された登録情報の利用に関する事項について基準を定め、当該申請に係る登録資料の利用の可否について協議する。

- 2 委員会は、全国がん登録事業において収集された登録情報の利用に関し、知事から意見を求められた際に、当該申請に係る登録資料の利用について協議する。

## 法律上の審議会等として、がん対策推進委員会で意見聴取する根拠

### ■広島県がん対策推進条例（一部抜粋）

（広島県がん対策推進委員会）

第22条 がん対策に関し、次に掲げる事項について調査審議するため、知事の附属機関として、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

### ■広島県がん対策推進委員会設置要綱（一部抜粋）

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。